

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-12
処分の種類	埋蔵文化財発掘の停止命令等			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第92条第2項			
処分の概要	埋蔵文化財の調査のため土地を発掘しようとする者に対する発掘の禁止、停止又は中止の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がないため)			
基準の制定根拠				